

北陸における寺内町の復原的研究

— 越中国北野寺内の事例 —

The Reconstitution of Jinamachi in Hokuriku District
— A Case Study of Kitano (Etyu Province) —

金井 年
TOSHI KANAI

一 序論 — 寺院の移転と寺内町の形成

中世、真宗寺院がしばしば移転した事実が知られている⁽¹⁾。しかし前所在地や、その地での存続期間は必ずしも明確ではない。移転回数が数度に亘る場合はなおさらである。

この問題に取り組んだ研究は多くはないが、尾張聖徳寺の移転を克明に追跡した青木忠夫氏の論考⁽²⁾は代表的なものである。氏によれば寺は荊安賀—大浦郷—富田郷—三屋—清洲—名古屋（稲口村）と転じ、大浦郷時代には「坊主・門徒の特定道場への恒常的集中は」なく、次の富田郷では一向宗の「正覚寺とその門徒の集落が聖徳寺の富田郷進出以前に存在して、聖徳寺と密接な関係を維持」し、水陸交通の要衝にあることも手伝って寺内町が形成されたとし、ややラフながら復原図も描かれている。

一方北陸の寺院移転については、金龍静氏の研究がある⁽³⁾。図1を見れば二俣坊本泉寺をルートとして真宗寺院が山中を転々とし、最終的に平野部に降りてくる様子が明瞭に読み取れる。そして安養寺村に移転した勝興寺の周囲に寺内町が形成されるが、上杉謙信によって破却せられ、その後佐々成政によって古国府の地を与えられ、現在地（現高岡市）に移転した。このような「廃寺内町」の概念、その復原

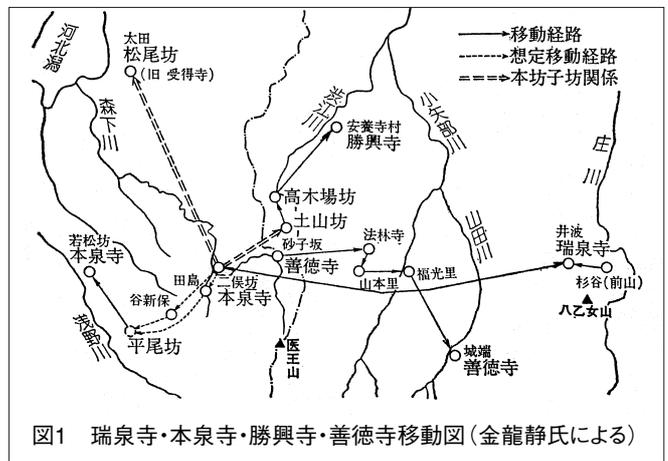


図1 瑞泉寺・本泉寺・勝興寺・善徳寺移動図（金龍静氏による）

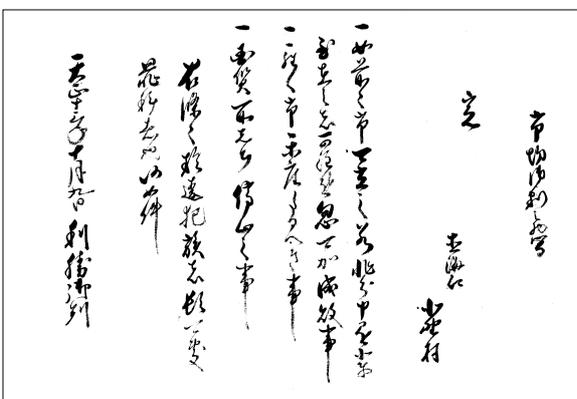


図2 前田利勝が北野村宛に発給した「定」（洲崎家文書、城端町立図書館蔵）

の試みについては別著で述べるが、本研究もその一つの試みである。

さて現在、井波の瑞泉寺の前方に扇形に町屋が広がるが、このようなプランは中世に溯るものではない。前述の佐々によって天正九年（一五八一）に焼き払われ、寺は一旦北野（現城端町）に移転し、ここに寺内町が形成される。図2は前田利勝が北野寺内宛に発給した「定」の写しである。文面は次の如くである。

「市場御判之者写」

定 直海郷

北野村

- 一 如前々市可立之若非分申懸輩
- 一 至在之者可注進忽可加成敗事
- 一 羅く市楽座たるへき事
- 一 国質所しち停止之事
- 一 右條々於違犯族者（頓）⁽⁴⁾可処
- 一 罪科者也以如件

天正十三年十月九日利勝御判

この文書の原本と思われるものは、既に坂井誠一氏が紹介している⁽⁵⁾。それと決定的に異なるのは年号である。坂井氏紹介の文書では「天正三年」となっており、これについて氏は「天正三年には未だ前田氏の勢威が礪波郡に

において確立されていなかったたので、この年は天正十三年の誤写であろう」としている。しかしこの写しでは間違いない「十三年」となっている。書き手が転写の段階で誤りに気づき、正確な年号を記したと考えるのが自然であろう。⁷⁾ 文中に出てくる所質については、勝保鎮夫氏以降かなりの研究があり、必ずしも意見の一致をみてはいないものの、「所」を都市的な場と見做す見解には異論がなからう。楽市楽座といふ所質といい、文面からは明確な都市的集落の姿が想定出来よう。しかし現在は殆どが水田を占める農村地帯であり、寺内町を伺わせる絵図的データもない⁸⁾。そこで地割から寺内町の痕跡を辿ってみようというのが、本稿の趣旨である。

II 文献資料とその性格

昭和五十二年（一九七七）に、坂井誠一氏の監修になる『城端町北野郷土誌』⁹⁾が刊行されている。「序」によれば、「故前川喜左エ門氏の草稿を基にして長谷川喜一郎らの有志」が編纂したとある。図3は同書に掲載されたものであり、小字名お

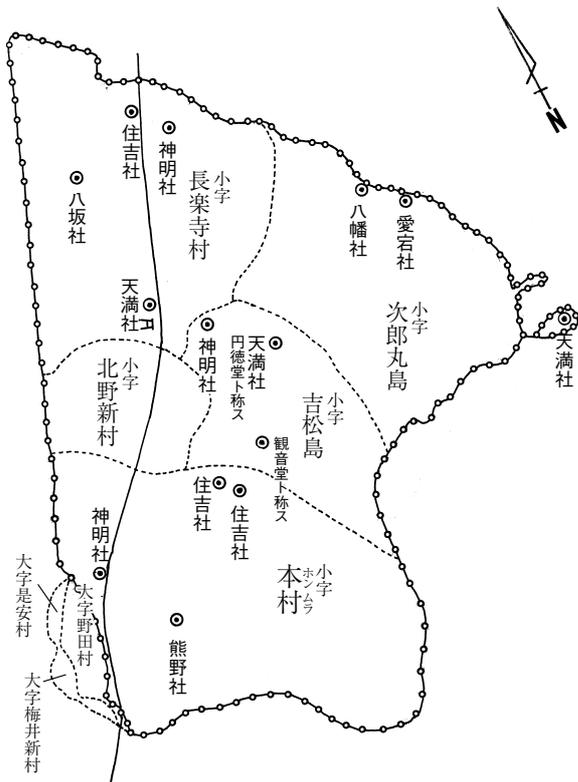


図3 北野村小字図（『北野郷土史』pp.96～97の図を一部改変）
 〈注：形は概ね正確だが、厳密なものではない〉

よび神社が記載されている。

他方、天保頃の成立になる『三州地理志稿』¹⁰⁾には北野が能美郷十カ村の一つとして、**北野**（キタノ）¹¹⁾と記されており、もともと五つの村から成っていたことがわかる。図3の小字とは名称が一致していないが、それらの関係は『北野郷土誌』によれば、図4の如くなる。小字長楽寺の北側が二日町と呼ばれており¹¹⁾、この図式と矛盾しないし、さらに寺内町形成期、ここで定期市が開催されていたことが伺えるのである。

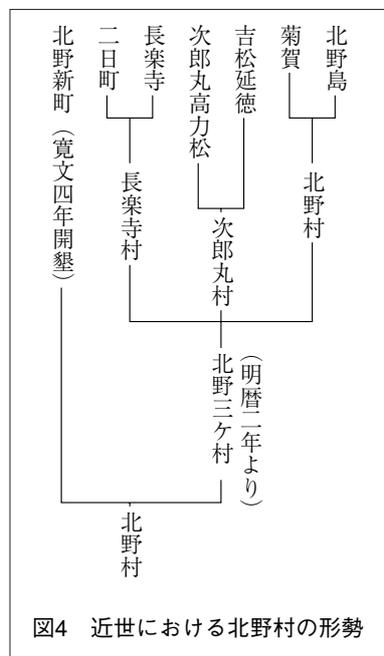


図4 近世における北野村の形勢

また、小字本村に位置する大泉寺は『三州地理志稿』によれば、「在北野三ヶ村、永祿元年僧顯秀創建、為井波瑞泉寺支院」とあり、北野寺内町では「瑞泉寺」としてリーダー

的役割を果たしていたと考えられるが、同寺には当時の状況を窺い知る古文書の類いは一切なく¹²⁾、追跡は困難である。二日町の場所が小字本村ではなく、そこから隔たった小字長楽寺というのも説明しにくい。この間の小字北野新村（図4では新町）の形成が図のように寛文四年とすれば、市場と寺内町の中核部分が分断されていたことになるからである。この点については、IVの箇所での見通しを述べることになろう。

III 古道と地割

図5は現行の五千分の一基本図である。一見して、北野村全体、すなわちかつての寺内町全体がその西側低地より一〇メートル余りの台地上にのっていることがわかる。地形的な意味での防御性が看取出来よう。

ここで図3に戻り、北野村内部を貫通する道路に着目してみたい。これが現在の

主要地方道城端・庄川線とほぼ一致することは明瞭であろう。

ところで図3では、この道が小字本村内の神明社付近でやや斜め、南側にカーブしているのに対し、現況は南下してきた道がここで東西方向寄りに緩やかに屈曲しており、方角が合わない。これは現在の自動車道が図3に記入されている道を全面的に踏襲したものではないことを表している。そこで再度図5を見れば、旧道と思われる痕跡が見出せる。a—bを結ぶラインがそれである。

次に、地割と旧道との関連を検討する作業に入る。

図5をみればわかる通り、現在は圃場整備が行われたために古い地割は全く見当たらない。しかし整備以前の調査による地図が保管されているため、旧道と地割の検討は可能である。

図6は小字本村付近の地割を示した地図である。これによれば、現城端・庄川線に連なる旧道も地割と一致していないことがわかる。そこで先のa—bラインをさらに北に伸ばすと、地割の方向ときれいに一致し、かつてのメイン・ストリートおよびそれに沿う短冊形地割—それは宅地であった可能性を示唆する—さらにはその方位と整合する大泉寺の範囲が浮かんでくる。山田川にかかる山田川橋は、寺内町時代から存在したと思われる。この道は北端で、この橋のたもとに行き着くからである。

IV 北野寺内町と神社

図3にみられる多くの神社について付言しておきたい。ここで注目したいのは、次の二社である。『北野郷土誌』の記述⁽¹³⁾を図と照合しつつ、述べてみる。

(1) 村社天満宮—図3の小字長楽寺村にみられる「天満社」を指す。当初は吉松島にあったが、天正一三年（一五八五）に現在地に移転したと伝える。この年には、先に紹介した前田利勝の「定」が発給されており、さらに豊臣秀吉が北野寺内苑の禁制⁽¹⁴⁾を出した年でもある。つまりこの年は北野が寺内町として公認、ないし確立された時期であった。北野全域の総社が寺院のある本村ではなく、二日市の立つ長楽寺に移築されたことは、寺内町の本質を考える上で示唆的といえる。経済的中心に総社が配置されることで、中心地の二極化が成されているのである。

(2) 熊野社—図3にはこの名が記されていないが（小字本村にある熊野社は明治

になってから作られたもの）、地番を照合すれば、小字吉松島に「観音堂ト称ス」と書かれた所が該当する。これについては、「昔は境内広く能美郷の総社と伝える。際時陰暦八月十七日には群集雑踏し繁華近隣に冠たるものであったというが天満社が総社となってからは俄かに閑境となった」と記されている。全文はともかく、「十七日」という日付は信用しうる。その理由は最後に述べたい。

右の(1)(2)から、次のことを推測しうる。もともと北野の中心地は吉松島であり、市もそこで開催されていた。しかし井波瑞泉寺の移転と寺内町の形成に伴い、中心も西側の長楽寺・本村に移動したのである、と。

V おわりに—瑞泉寺の復帰と市の移転

慶長九年（一六〇四）、瑞泉寺は旧地に復帰し、それとともに市も移転する。城端町はその時点では、既にこの地域一帯の中心地となっていたようである。もともと六斎市が開催されていたが、さらにこの年に、新しく市が開かれるようになった。そのいきさつは次の文書に記されている⁽¹⁵⁾。

定 城ヶ鼻 下町

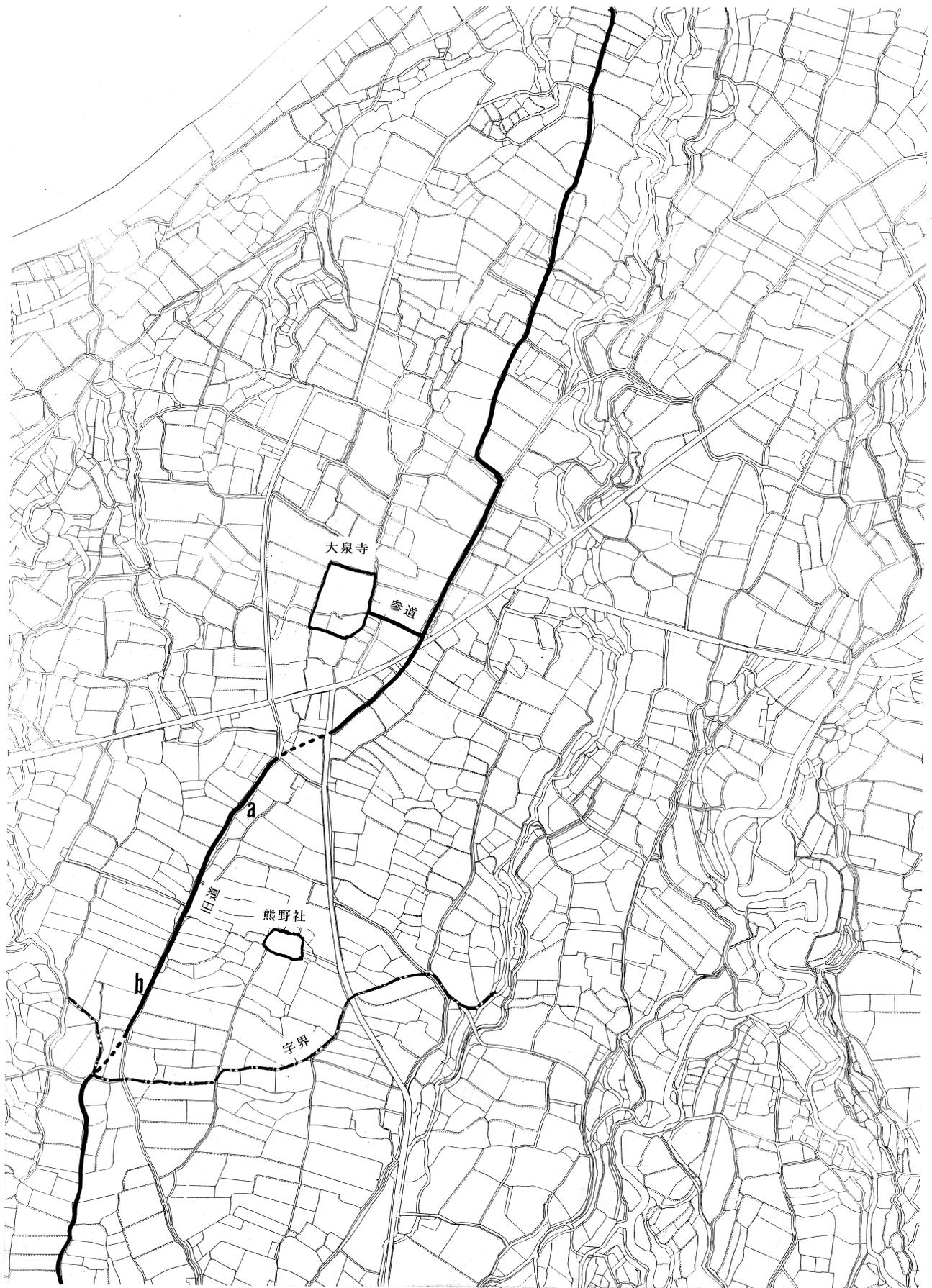
当町市日前々立来外、七日十七日廿七日北野村市日たりといへども、近年たいてんに付而、城ヶ端下町へ渡候条、如御札可立之者也

慶 長 九 年

閏八月十三日

城端町内は上町と下町に分かれているが、その下町に毎月七のつく日に市を立てるといふ。それはもともと北野の市日であったのが、「退転」に及んだため、代わって行う運びとなったことが明瞭に理解出来る。先に北野の熊野社の「十七日」が信用しうる、と書いたのはそのためである。

寺院も市もなくした北野が、その後衰退、さらに町そのものも消滅していくのは必然であった。このような例は北陸では他にもあり⁽¹⁶⁾、さらなる事例研究の積み重ねが求められよう。



七

図6 圃場整備前の地割（小字本村付近、a、bは図5に対応する）

〔註〕

- (1) 寺院の移転は真宗に限ったことではなく、要因にも内的・外的、それぞれ多様なものがありえよう。また移転して寺号が変わった場合、これを「移転」と呼びうるかという基本的な問題も出てくる。いずれ包括的に検討したい。
- (2) 青木忠夫「聖徳寺の基礎的研究―所在地の変遷と門徒団」中世史研究二三号 一九九八
- (3) 『富山県史・通史編Ⅱ(中世)』一九八四(金龍静氏執筆)
- (4) 拙著『寺内町の歴史地理学的研究』(和泉書院より米春刊行予定)
- (5) 写しは二通あり、もう一通にはこの「頓」の文字はない。
- (6) 坂井誠一「近世における在郷町市場について―越中礪波郡城端町の場合」日本歴史一二九号 一九五九
- (7) 勝俣鎮夫「国質・郷質についての考察」岐阜史学五六 一九六九、のち『戦国法成立史論』東京大学出版会 一九七九、に所収。所質をはじめとする中世の質取行為の研究史は、註(4)で整理を試みる。
- (8) この点については、越中の真宗史に詳しい久保尚文氏に調査を依頼した。氏は関連図書・史資料を博搜して下さったが(多大の労力をおかけしたことに深謝する)、やはり絵図の類は見当たらなかったとのことであった。

- (9) 『城端町北野郷土誌』一九七七
- (10) 大日本地誌体系(四一)『三州地理志稿』全一卷 雄山閣 一九七一 芳賀登氏の解題によれば、同書は金沢藩の藩撰地誌であり、著者は富田景周(一七四四―一八二八)。石川県地誌研究の原型をつくったものと言える。
- (11) 現地での聞き取りによる。
- (12) 同寺住職、杉野賢一氏による。氏によれば、井波瑞泉寺に同寺関係の史料があるという話もあるが、現在両寺院には交流がない、とのことであった。
- (13) 註(9)八八―九八頁。
- (14) 註(6)三七頁に全文掲載。
- (15) 『城端町史』一九五九 六六頁以下。
- (16) 千秋謙治『海原の以遠寺』以遠寺発行 一九九九、では、耕地整理以前の地籍図にみられる地割、および発掘調査された遺構から、「寺内としての海原」の存在が想定されている。
- 付記・調査および成稿に当たっては、註に記した久保尚文氏、杉野賢一氏の他、城端町役場税務課税務係長・山本洋氏の協力を得た。文書の解説については、門真市史編纂室・瀬尾敏夫氏に御教示頂いた。厚く御礼申し上げる次第です。